○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて(法令解釈通達)・新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて (省略)

別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

(以下略)

細目	定義	長官指定告示物品名
清澄	(省略)	(省略)
酸化防止	酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。	エリソルビン酸、エリソルビン酸 ナトリウム、Lーアスコルビン酸、 Lーアスコルビン酸ナトリウム、 ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄、 窒素 <u>又はアルゴン</u>
酒質 保全	(省略)	(省略)
再発酵 防止	(省略)	(省略)
酸度調整	(省略)	(省略)
酒質 矯正	(省略)	(省略)
副剤	(省略)	(省略)

改正前

○「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて (同左)

別表1 長官指定告示物品の使用目的の細目と定義

定義	長官指定告示物品名
(省略)	(省略)
酒類の貯蔵工程及び精製工程におい	エリソルビン酸、エリソルビン酸
て、酸素の影響を取り除いて品質劣	ナトリウム、L-アスコルビン酸、
化を防止し、酒質を本来の品質に保	L-アスコルビン酸ナトリウム、
持することをいう。	ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄
	<u>又は</u> 窒素
(岩脈)	(省略)
(E MIT)	(*EI WIT)
(省略)	(省略)
	(1.47
(省略)	(省略)
	(8.41)
(省略)	(省略)
	(E ML /
(省略)	(省略)
	(省略) 酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。 (省略) (省略) (省略)

(同左)